

広島県建築物防災週間（令和2年度上期）の取組結果について

建築課

1 要 旨

- (1) 建築物防災週間は、広く一般の方々を対象として、建築物に関する防災知識の普及や、防災関係法令・制度の周知徹底を図り、建築物の防災対策の推進を目的とした強化期間として、全国的に年2回実施している。
- (2) 県及び各特定行政庁では、「令和2年度上期(令和2年8月30日～9月5日)」の期間中に、既存建築物に対する適正な維持保全の指導等を実施した（なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を考慮して、例年実施している防災査察は、中止した。）。今回、取組結果を取りまとめたので報告する。

2 取組結果について

(1) 建築物防災相談窓口の開設

各建設事務所建築課内、広島市各区役所建築課内、広島市以外の各特定行政庁建築指導主管課内に建築物防災相談窓口を開設し、建築物の防災についての各種相談を受けた。

(2) 既存建築物に対する適正な維持保全の指導

これまで調査及び指導を継続している「外壁材及び広告板の落下防止対策」について、調査未報告や未了正の所有者等に対し文書等による328件の督促等、必要な指導を行った。

また、昨年の台風で強風によりゴルフ練習場の鉄柱が倒壊したことを受け、県内62か所のゴルフ練習場の所有者等に対し、鉄柱等の強風に対する安全対策を促すため、文書による注意喚起を行った。

(3) 県民に対する広報活動の実施

県民の防災意識を高めるため、懸垂幕・ポスターの掲示、パンフレットの配布、広報紙・ホームページへの掲載などによる広報活動を行った。

3 今後の県の対応について

引き続き「広島県建築安全安心マネジメント協議会」で取りまとめた、「既存建築物の安全性確保に向けた広島県統一の行動計画」に基づいて、県内の各特定行政庁や消防部局等と連携し、建築物の防災対策の推進に努める。